

愛知県被害者支援連絡協議会

1 設立

愛知県被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）は、平成23年4月、愛知県安全なまちづくり条例第33条に基づき、犯罪被害に遭われた方やそのご遺族の方に対し、関係機関・団体等が協働して支援施策を推進することを目的として設立されました。

2 愛知県犯罪被害者等支援条例の施行

令和4年4月1日、愛知県犯罪被害者等支援条例が施行されたことに伴い、同条例第9条を協議会の設置根拠としました。

3 会員数

令和5年4月21日現在、38機関・団体により構成されています。

4 主な活動

毎年1回開催する定例総会のほか、途切れのない支援を行うため、犯罪被害者支援に関する情報共有や連携強化等を目的とした検討会の開催、広報啓発活動等を行います。

また、愛知県内において社会的反響の大きな事件又は事故が発生した場合、会員相互で定めた「被害者支援拡充のための新たな支援体制の構築～会員相互のガイドライン～」に基づき、会員間で連携協力して支援活動に当たります。

5 設置要綱

協議会の設置要綱や令和4年度の活動結果等については、以下のとおりです。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

改正 平成27年4月22日
平成30年4月26日
令和4年4月22日

愛知県被害者支援連絡協議会設置要綱

第1 設置

愛知県犯罪被害者等支援条例（令和4年愛知県条例第2号）第9条に基づき、県、被害者等の支援に携わる関係機関・団体等が協働して被害者等の支援に関する施策を推進するため、愛知県被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

協議会は、次に掲げる被害者支援に関する活動を行う。

- (1) 被害者支援に関する情報交換及び連携活動
- (2) 被害者支援に関する広報啓発活動
- (3) 被害者支援に関する調査、研究及び研修
- (4) 事件等発生時における被害者支援活動
- (5) その他被害者支援に必要な活動

第3 構成等

- 1 協議会の会員は、別表のとおりとする。

ただし、第2に定める活動に賛同する機関・団体については、協議会の会議の議決を経て会員となることができる。

- 2 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 3 会長は、会員の互選により選出する。

なお、会長に選出された会員は、その任期中、自己の所属する機関・団体の別の者を会員として後記第4の会議に出席させることができる。

- 4 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 6 副会長は、愛知県警察本部警務部長、愛知県防災安全局長及び名古屋市スポーツ市民局長をもって充てる。

- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、前記6に掲げる順位によりその職務を代行する。

第4 会議

- 1 協議会の会議は、定例総会及び臨時総会とする。
- 2 定例総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して会長に対して請求があった場合
- 4 会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 5 会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

第5 被害者支援活動推進検討会

- 1 協議会に、前記第2に掲げる事務の効果的な推進方策について検討するため、被害者支援活動推進検討会（以下「検討会」という。）を置く。
- 2 検討会は、検討会会長及び構成員をもって構成する。
- 3 検討会会長は、会員の中から会長が指名し、構成員は、検討する内容に応じて、会員又は会員が所属する機関・団体で実務を担当する者の中から検討会会長が指名する者をもって充てる。
- 4 検討会会長は、検討会を招集し、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

第6 庶務

- 1 協議会及び検討会の庶務は、愛知県警察本部警務部住民サービス課において処理する。
- 2 庶務責任者には、愛知県警察本部警務部住民サービス課長（以下「住民サービス課長」という。）をもって充てる。

第7 会員証

- 1 協議会の会員証の様式は、別記様式のとおりとする。
- 2 会員証は、住民サービス課長が管理する。

第8 要綱の改正

この要綱の改正は、協議会の会議の議決を経なければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

会 員	民間 団体等	公益社団法人愛知県医師会会長 一般財団法人愛知県交通安全協会専務理事 公益財団法人愛知県国際交流協会事務局長 愛知県産婦人科医会会長 一般社団法人愛知県社会福祉士会会長 愛知県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長 公益社団法人愛知県防犯協会連合会専務理事 一般社団法人愛知県臨床心理士会理事 独立行政法人自動車事故対策機構名古屋主管支所次長 公益財団法人名古屋国際センター事務局長 一般社団法人名古屋市医師会理事 日本司法支援センター愛知地方事務所長 一般社団法人日本損害保険協会中部支部事務局長 公益社団法人被害者サポートセンターあいち会長 公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター専務理事 愛知県司法書士会会長 一般社団法人日本DMORT理事長
	行政 機関等	名古屋地方検察庁総務部長 中部地方更生保護委員会統括審査官 名古屋保護観察所企画調整課長 中部運輸局交通政策部バリアフリー推進課長 中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官 第四管区海上保安本部総務部総務課長 愛知県県民文化局県民生活部県民生活課長 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課長 愛知県県民文化局男女共同参画推進課長 愛知県防災安全局県民安全課長 愛知県福祉局児童家庭課長 愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室長 愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課長 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室長 愛知県教育委員会管理部総務課長 愛知県警察本部警務部住民サービス課長 名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室長 名古屋市スポーツ市民局人権施策推進室長 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長 愛知県市長会事務局長 愛知県町村会事務局長
		合計 38名

別記様式

愛知県被害者支援連絡協議会会員証

表面



裏面



備考 会員証の規格は、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

令和4年度 愛知県被害者支援連絡協議会活動結果

1 定例総会

開催日	開催方法	出席者数	主な内容
4月22日	Web会議	38人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 愛知県被害者支援連絡協議会設置要綱の一部改正 ○ 令和3年度活動結果報告 ○ 令和4年度活動計画（案）の承認 ○ 会員による活動報告 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本DMORT ・愛知県防災安全局県民安全課

2 被害者支援活動推進検討会

開催日	場所	出席者数	内容
7月28日 【第1回】	愛知県警察本部 401会議室	32人	○ 愛知県犯罪被害者等支援条例に関する教養
11月28日 【第2回】	名古屋市役所 西庁舎 12E会議室	31人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死傷者多数事案発生時の流れ（会員相互のガイドライン） ○ 想定事例に基づく支援活動内容発表
2月28日 【第3回】	名古屋市役所 西庁舎 12E会議室	30人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長の選出に関する事項 ○ 令和4年度活動結果報告 ○ 令和5年度活動計画（案）の検討

3 広報啓発活動

(1) 主催事業

「犯罪被害者支援特別講演会2022」の開催

開催日	場所	聴講者数	内容
11月4日	名古屋市芸術 創造センター	280人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者遺族講演（近藤さえ子氏） ○ 音楽演奏（ピジョンサクソフォンアンサンブル） ○ 犯罪被害者等支援パネル展の開催（NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク「緒あしす」） ○ 広報ブースの設営（公益社団法人被害者サポートセンターあいち）

(2) 後援事業

開催日	場所	行事名	主催団体
2月17日	蒲郡商工会議所	2022年度犯罪被害者支援 企画 いのちかなでるin蒲郡	NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク 「緒あしす」

(3) ホームページによる広報

愛知県警察ホームページに関連記事を掲載

4 メールマガジン（会員に配信）

配信日	号数	主な内容
5月25日	第1号	定例総会の開催結果
11月15日	第2号	「犯罪被害者支援特別講演会2022」の開催結果
3月8日	第3号	令和4年度被害者支援活動推進検討会の開催結果